

大府医発第 92 号
(企 画)
令和 5 年 5 月 11 日

郡市区等医師会長 殿

大阪府医師会長
高 井 康 之
(公 印 省 略)

医療法施行規則の一部を改正する省令の施行等について
(医療機能情報提供制度)

平素は本会事業の推進にあたり、格別のご支援、ご協力を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、今般、日本医師会より、医療法施行規則の一部を改正する省令の施行等について周知方依頼がありました。

医療機能情報提供制度に係る報告事項の見直しのため、医療法施行規則の一部改正が行われたことについて周知を依頼するもので、この報告事項の見直しについては、日本医師会が構成員として参画する「医療情報の提供内容等のあり方に関する検討会」における審議を踏まえたものであるとのことです。

具体的には、一般不妊治療や生殖補助医療への対応状況、オンライン資格確認により取得した診療情報を活用した診療の有無、電子処方箋の発行の可否、管理栄養士と栄養士の人員配置状況、医療安全対策に関する事項等です。

また、令和 6 年度より全国統一的な検索・情報提供システムが開始予定の医療機能情報提供制度の運用について、詳細は追って周知予定とのことです。

つきましては、貴会におかれましても本件についてご了知いただくとともに、貴会管下の関係医療機関等への周知につき、ご高配賜りますようお願い申し上げます。

一般社団法人大阪府医師会総務課企画室
T E L 06-6763-7021 F A X 06-6764-0267